

# 中核機関

## 人吉球磨 成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分なため、自分ひとりでは契約や財産の管理などをすることが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように「成年後見制度」利用の支援を行います。



せい ねん ごう けん せい ど  
成年後見制度の  
り よう かん  
利用に関する  
そう だん およ て つづ し えん  
相談及び手続き支援

せい ねん ごう けん にん など  
成年後見人等の  
じゆ にん  
受任

じ ぎょう ない よう  
事業内容

し みん ごう けん にん  
市民後見人の  
よう せい  
養成

せい ねん ごう けん せい ど  
成年後見制度の  
ふ きゅう けい はつ  
普及・啓発

# 「こんなことで困っていませんか？」

福祉サービスを使いたいが  
どうすればいいかわからない方

申請

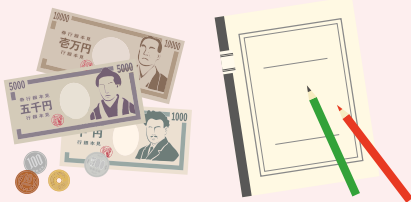


登録  
方法

最近物忘れが多くて預金通帳を  
ちゃんとしたかいつも心配な方



計画的にお金を  
使いたいけど、  
いつも迷ってしまう方



介護保険等役所関係の書類が  
たくさんくるけど、どう手続き  
したらいいかわからない方



## 障がい者の子を持つ親として不安に思うこと

### 親に代わる 子どもの支援

「自分が入院したり施設に入ったりした場合に、代わりに子どもを支援してくれる人が見つからないのではないかと心配です。」

### 生活やサービスを受けるための資金

「食費や光熱費などのほか、福祉サービス利用料や医療費などの準備が追いついていないことに不安を感じています。」

### 住居の確保

「今は親と一緒に暮らしていますが、自分で物件を探したり契約したりすることができないので、親の死後住まいを確保できないのではないかと心配です。」

### 財産管理

「先を見通して判断することが苦手なので、詐欺や押し売りなどに騙されたり、インターネットでお金を使いすぎたりしてしまうのではないかと心配です。」

今はまだ元気だけど

将来、自分が認知症や突然の事故などで  
判断能力が低下した時には  
誰が支えてくれるのか不安だ。

元気なうちに、財産管理や在宅・施設でのケアなどについて相談し、誰か信頼できる人に任せられないかな？



# 成年後見制度の利用後のイメージ

1

成年後見人等が相談にのってくれました。そしてサポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活を続けることになりました。(介護保険や障がいサービスの利用契約、入院時の各種手続きなど)

2

成年後見人等が私の代わりに、金融機関や医療機関、行政窓口で手続きをしてくれました。これからの生活は成年後見人等がサポートしてくれるので安心です。

3

たとえ、だまされて契約してしまっても、成年後見人等がその契約を取り消してくれます。

4

私が一番信頼している人が任意後見人になってくれ、私をサポートしてくれることになったので心強いです。

※成年後見人等とは、

家庭裁判所から選任された

補助人、保佐人、

成年後見人のことをいいます。



# 成年後見制度ってどんな制度？

## 成年後見制度ってどんな制度なの？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

## 成年後見制度にはどんなものがあるの？

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

### 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方のために  
「後見」「保佐」「補助」



### 任意後見制度

将来の不安に  
備えたい方のために






## 法定後見の種類について

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3つに分けられます。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

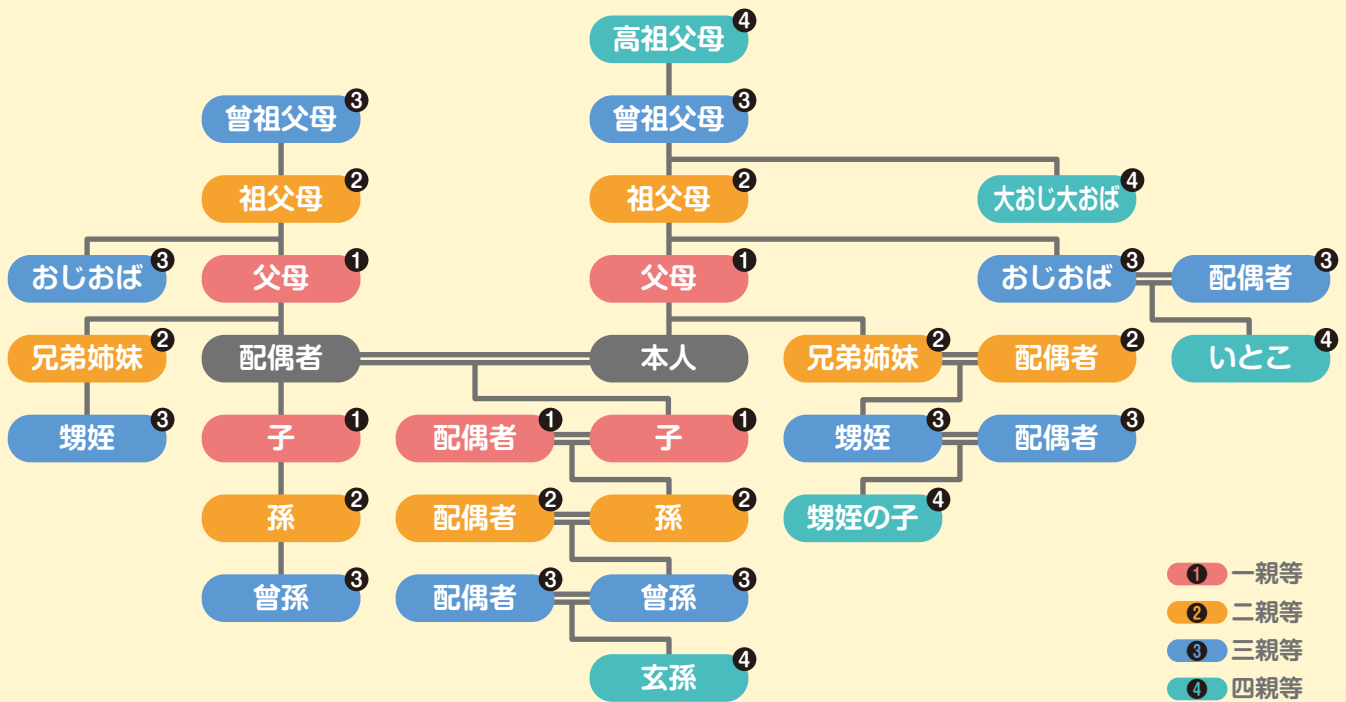
# 成年後見制度の概要

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、元気なうちにあらかじめ後見人や将来の支援内容を自分で決めておく「任意後見制度」があります。

|           |               | 法定後見制度                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                           | 任意後見制度                                                                                                                                                                  |
|-----------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |               | 後見                                                                                                                                                                                                                           | 保佐                                                                                                                                                                        | 補助                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                         |
| 対象となる方    |               | <p>判断能力がほとんどない方</p> <p>重度の認知症などで、日常的な買い物も自分ではできません。</p>   | <p>判断能力がかなり衰えている方</p> <p>日常的な買い物はできますが、おつりが分からなくなったり、物忘れが多くなってきて、日常生活にも支障が出てきています。</p>  | <p>援助が必要な場合もある方</p> <p>本人は、少し認知症かなと感じています。難しい契約をひとりでするのは不安な状態です。</p>  | <p>元気で契約締結能力がある方</p> <p>現在は大丈夫ですが、将来の財産管理や生活が不安。あらかじめ後見人や支援して欲しいことを契約で決めておきたい。</p>  |
| 開始手続      | 申立てができる方      | 本人、配偶者、四親等内の親族(※1)、検察官、市区町村長など                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                           | 本人                                                                                                                                                                      |
|           | 本人の同意         | 制度利用に際して本人の同意は必要ありません                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                           | 制度利用に際して本人の同意が必要です                                                                                                                                        | 将来に備えて、本人が任意に契約します                                                                                                                                                      |
|           | 鑑定等の要否        | 原則として鑑定が必要                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                           | 原則として鑑定は不要                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                         |
| 成年後見人等の権限 | 必ず与えられる権限     | ○財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)                                                                                                                                                                                         | ○特定の事項(※2)についての同意権(※3)、取消権(日常生活に関する行為を除く)                                                                                                                                 |                                                                                                                                                           | ○任意後見契約で定めておいた財産管理や身上監護に関する法律行為の代行(同意権、取消権はありません)                                                                                                                       |
|           | 申立てにより与えられる権限 |                                                                                                                                                                                                                              | ○特定の事項(※2)以外の事項についての同意権(※3)、取消権(日常生活に関する行為を除く)                                                                                                                            | ○特定の事項(※2)の一部についての同意権(※3)、取消権(日常生活に関する行為を除く)                                                                                                              |                                                                                                                                                                         |
|           |               |                                                                                                                                                                                                                              | ○特定の法律行為(※4)についての代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)                                                                                                                                   | ○特定の法律行為(※4)についての代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)                                                                                                                   |                                                                                                                                                                         |

(※1、※2、※3、※4…次のページにて補足しています)

※1: 四親等以内の親族



※2: 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※3: 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意して(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※4: 民法13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

## ■ 人吉球磨成年後見センターの運営体制

「運営委員会」

成年後見センターの  
運営方針に関すること等

「審議会」

- 相談における困難事例の検討及び助言に関すること。
- 法人後見受任の適否に関すること等

# 成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも気を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

## 申立てに必要な費用は？

※申立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。

### 申立ての費用

|                 | 後見           | 保佐     | 補助     |
|-----------------|--------------|--------|--------|
| 申立手数料<br>(収入印紙) | 800円         | 800円   | 800円   |
| 登記手数料<br>(収入印紙) | 2,600円       | 2,600円 | 2,600円 |
| その他             | 連絡用の郵便切手、鑑定料 |        |        |

- その他、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類を入手するための費用などがかかります。
  - 後見、保佐開始の申立てを行う場合は、鑑定料が必要です。
  - 経済的に余裕がない方については、市区町村による助成を利用できる場合があります。詳しくは、市区町村の窓口におたずねください。
- ※本人の判断能力を医学的に十分確認するための医師による鑑定にかかる経費(おおむね10万円以下)

もうし た

## 申立ての流れ

(申立てから約4ヵ月以内)

### 家庭裁判所へ

#### 申立て

※申立てには、申立書や診断書(成年後見用)などの書類や申立手数料などの費用が必要です。

#### 審理

※ご本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。(別途費用がかかります。)

### 法定後見の開始の審判

#### 成年後見人等の選任

#### 審判の確定

(法定後見の開始)

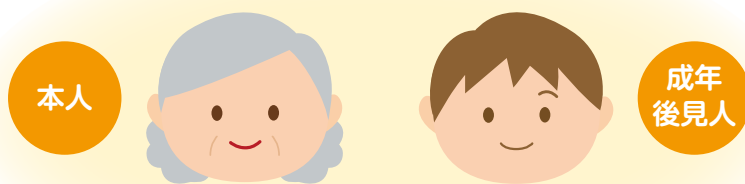
# 成年後見人等の仕事について

## 成年後見人の役割とは？

- 成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。
- 成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。



## 成年後見人等は、具体的に次のようなことを行います



### まずは

#### 1 財産目録を作る

本人の財産の状況などを明らかにして、成年後見人選任後1ヵ月以内に、家庭裁判所に財産目録を提出します。

#### 2 今後の予定を立てる

本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院などの契約について、今後の計画と収支予定を立てます。

### 日々の生活で

#### 本人の財産を管理する

本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。



### 必要に応じ

#### 本人に代わって契約を結ぶ

介護サービスの利用規約や、施設への入所契約などを、本人に代わって行います。

### 仕事の状況を

#### 家庭裁判所に報告する

家庭裁判所に対して、成年後見人として行った仕事を報告し、必要な指示等を受けます(これを「後見監督」といいます)。



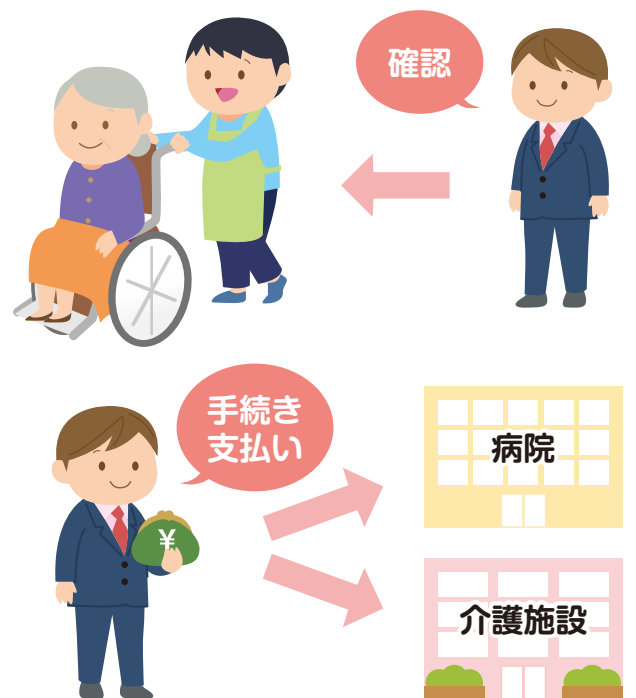
## ■財産管理

- 現金、預貯金、証券、不動産の管理等を行います。
- 本人の利益に反して財産を処分することはできません。



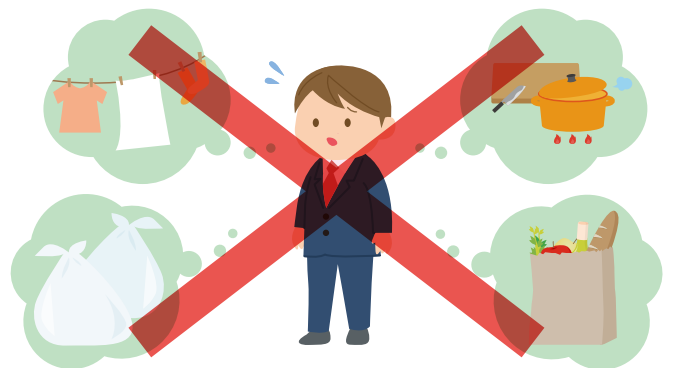
## ■身上監護

- 介護サービス提供者等、本人を支援してくれる人と契約し、契約書どおりになされているかを確認します。
- 病院や施設入所・退所の際の手続きや、支払いを行います。



## ■仕事に含まれないこと

- 保証人、身元引受人になること。
- 医療行為の同意。
- 介護や買い物、掃除洗濯など。
- 葬儀を出したり、死後の事務を執り行うこと。



■成年後見人等の仕事は、  
成年後見登記がされた時に開始し、  
本人が死亡した時に終了します。



# もうし た かた ば あい 申立てをする方がいない場合

法定後見開始の審判の

## 申立権



市区町村長

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方の保護・支援を図るため、市区町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

# にん い こう けん せい ど 任意後見制度について

公証人の作成する  
公正証書

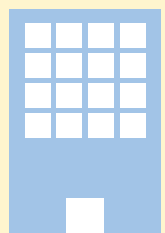


本人  
(判断能力が  
あるうちに)

任意後見人

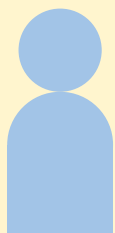
かい にん  
解任

かん とく  
監督



家庭裁判所

せん にん  
選任



任意後見監督人

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ支援者（任意後見人）に、「どのような支援をしてもらおうか」を公正証書により契約（任意後見契約）しておく制度です。本人の判断能力が不十分になったときには、「任意後見人を監督する人」（任意後見監督人）を家庭裁判所に選んでもらいます。

任意後見監督人が決まって初めて任意後見人は支援を開始できるようになります。

この手続きを申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

# 成年後見制度についてのQ&A

## 1. 申立について

**Q1** 申立てはどこの裁判所でもできますか？

**A** 申立は、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所です。

**Q2** だれでも申立てができますか？

**A** 申立をすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族などです。そのほかに市区町村長が申し立てることもできます。（※ご本人から見て次の方たちが、四親等内の主な親族にあたります。）

- 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- 兄弟姉妹、甥、姪
- おじ、おば、いとこ
- 配偶者の親、子、兄弟姉妹

**Q3** 申立に際し、本人の同意は必要ですか？

**A** 後見及び保佐については不要です。補助については必要です。

**Q4** 鑑定が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

**A** ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定が行われることがあります。この場合は、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なります。

**Q5** 申立を取り下げることができますか？

**A** 申立をすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立の取り下げは認められません。

## 2. 成年後見人の選任<sup>せん にん</sup>

**Q1** 成年後見人等<sup>せいねんこうけんにと</sup>にはどのような人が選ばれますか？

**A** 家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人<sup>せいねんこうけんにと</sup>等が選任<sup>せん にん</sup>されます。成年後見人等<sup>せいねんこうけんにと</sup>の選任<sup>せん にん</sup>に当たっては、家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思われる方が選任<sup>せん にん</sup>されます。申立の際に、ご本人に法律上または生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等<sup>せいねんこうけんにと</sup>の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職が成年後見人等<sup>せいねんこうけんにと</sup>に選任<sup>せん にん</sup>されることがあります。

なお、だれを成年後見人等<sup>せいねんこうけんにと</sup>に選任<sup>せん にん</sup>するかという家庭裁判所の判断については、不服申し立て<sup>ふふくもうしたて</sup>をすることはできません。

**Q2** 成年後見人等<sup>せいねんこうけんにと</sup>は、選任<sup>せん にん</sup>されたらまずどのようなことをするのですか？

**A** 成年後見人等<sup>せいねんこうけんにと</sup>は、選任<sup>せん にん</sup>後速やかに、面談などを通じてご本人の生活の状況や今後の生活上の希望等を確認します。また銀行等へ必要な届出<sup>こうけん</sup>を行い、後見等事務の方針を立てた後、財産目録及び収支予定表<sup>しゅうしよていひょう</sup>を作成し、家庭裁判所に提出します。

※銀行等への必要な届出<sup>こうけん</sup>を行う際に、登記事項証明書<sup>とうきじこうじょうめいしよ</sup>の提出を求められることがあります。登記事項証明書<sup>とうきじこうじょうめいしよ</sup>には後見等<sup>こうけん</sup>の開始の審判<sup>しんぱん</sup>の内容が記載されており、法務局で取得<sup>ほうむきよく</sup>することができます。

※財産目録とは、ご本人の預貯金や不動産などの財産がどれくらいあるかを記載した書面です。

※収支予定表<sup>しゅうしよていひょう</sup>とは、ご本人の収入と支出の予定について、生活状況を踏まえて記載した書面です。

### 3. 適切な後見事務を行うために

Q1

成年後見人等による適切な後見等事務をサポートするための方策はどのようなものがありますか？

A

#### ● 後見監督人等の選任

予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務をサポートするため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を後見監督人等に選任することがあります。

#### ● 後見制度支援信託の利用

家庭裁判所は、成年後見人に適切に財産を管理していただくための一つの選択肢として、後見制度支援信託の利用を検討する場合があります。

後見制度支援信託とは、ご本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるとともに、家庭裁判所への報告も容易になるメリットがあります。

※後見制度支援信託は、成年後見と未成年後見において利用することができます。補助、保佐及び任意後見は利用できません。

※一部の金融機関では、後見制度支援預金として後見制度支援信託と同様の取扱いが行われています。また、預入れ・払戻しの際に後見監督人等の関与を必要とする預金の取扱いも行われています。

Q2

後見制度支援信託の仕組みや  
手続きの流れはどのようなものですか？

A

● 後見制度支援信託の利用の適否についての検討

成年後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて検討し、後見制度支援信託の利用に適しているか否かについて、家庭裁判所に報告します。

● 信託契約締結

家庭裁判所が、後見制度支援信託の利用に適していると判断した場合は、信託契約を締結するための指示書が成年後見人に交付されます。成年後見人は信託銀行等に指示書を提出し、信託契約を締結します。

● 信託銀行等からの払戻し・追加信託

信託契約の締結後、信託銀行等からの払戻しや追加して信託を行う必要が生じる場合があります。

いずれの手続きにも家庭裁判所が発行する指示書が必要です。

後見制度支援信託を利用する際に、専門職が後見人又は後見監督人として関与した場合には家庭裁判所の定める報酬が必要となります。(別途、信託銀行等の管理報酬が生じる場合があります。)なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要性がなくなれば、専門職は辞任します。

# 後見制度支援信託の仕組み (イメージ図)



## 4. 後見等事務及び報告

**Q1** 成年後見人等に選任された後、  
どのようなことに注意する必要がありますか？

**A** 成年後見人等は、ご本人の意向を尊重し、安定した生活を送ることができるよう、ご本人の身上に配慮する必要があります。  
また、財産を適切に管理する義務を負っているため、成年後見人等がご本人の財産を不適切に管理した場合には、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

**Q2** 後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか？

**A** 成年後見人等は、一般的には1年に1回、決められた時期に家庭裁判所に後見等事務の状況を報告する必要があります。また、必要に応じて家庭裁判所から後見等事務の状況の報告を求められる場合がありますので、適切に事務を行っておくことが大切です。

**Q3** 成年後見人等に報酬は支払われますか？

**A** 成年後見人等や後見監督人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます。(家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはできません。)

**Q4** 住所を変更した場合はどうすればよいですか？

**A** ご本人や成年後見人等の住所を変更したときは、法務局に「変更の登記」を申請してください。また、その際には家庭裁判所に連絡してください。(申請先:熊本法務局、郵送の場合は東京法務局)



## 5. 後見等の終了

**Q1** 成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

**A** 成年後見人等の仕事は、ご本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続きます。申立のきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。  
なお、成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となります。

**Q2** 成年後見人等の仕事が終了した後はどのようなことをするのですか？

**A** (家庭裁判所への連絡及び報告)

ご本人が亡くなった場合等は、まず、家庭裁判所に連絡し、その後の事務について確認してください。

(法務局への登記の申請)

家庭裁判所への連絡等のほか、法務局に「終了の登記」を申請してください。



ひと よし く ま せい ねん こう けん ぼ しょ

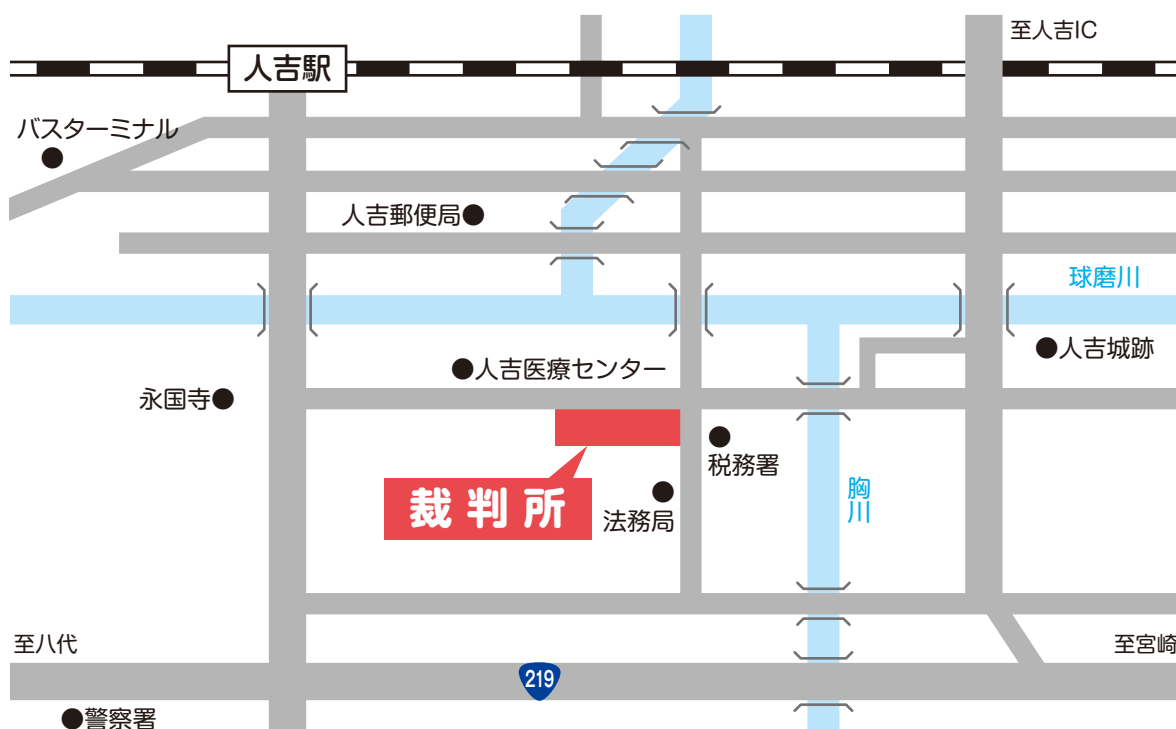
# 人吉球磨成年後見センターの場所



# 熊本家庭裁判所人吉支部

〒868-0056 熊本県人吉市寺町 1

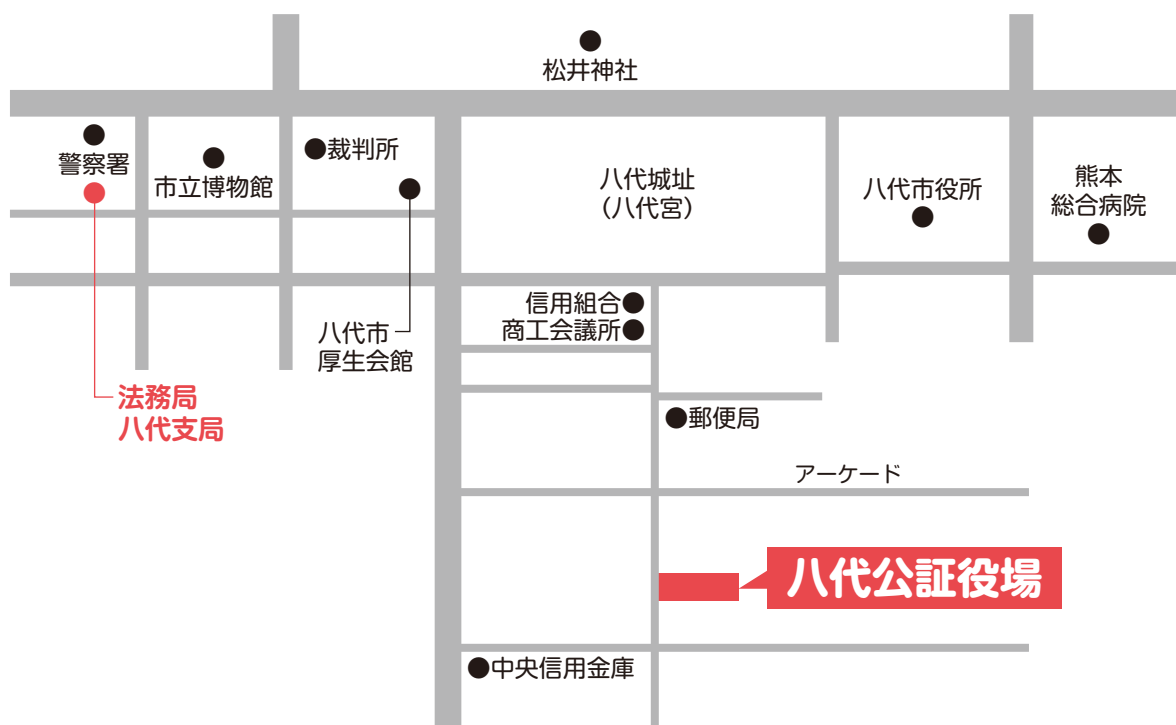
TEL 0966-23-4855 (庶務課)



# 八代公証役場

〒866-0861 八代市本町二丁目4番29号

TEL 0965-32-6289



# 成年後見制度

安心してよかばい!

まかせとき  
なっせ!

## 中核機関を設置しました

人吉球磨成年後見センター（人吉市社会福祉協議会1階）の中に、成年後見制度中核機関を設置しました。中核機関とは、ご本人やご家族、後見人、支援機関をサポートし、認知症や障がいがあっても自分らしく暮らせるように、地域連携ネットワークづくりの中心となるところです。

成年後見制度を利用すべきかどうか分からない



成年後見制度って、どんな制度なのかわからない

成年後見制度を利用するとどうなるの？

### 広報機能

町内会や職場等少数人数での研修・講演会等のご依頼も受け付けます。制度のことを知っていただくことで、制度利用を必要としている方の発見と相談につながりやすくなります。



通帳や印鑑類の管理が難しくなってきたなあ

身寄りがいないから将来のことが心配だなあ

困りごとがあるけど、どこに相談したらよいか分からない

### 相談機能

ご本人・ご家族・住民の方はもちろんのこと、医療機関や施設等の関係機関の方が判断に迷われた時には、専門職に相談できる場を作ります。

成年後見制度を利用するには、どうしたらいいの？

裁判所に提出する書類の書き方がわからない

申立費用はいくらかかるの？



### 成年後見制度利用促進機能

申立方法や申立書の書き方について相談に応じます。相談は無料です。

親族でも後見人になることはできるの？



後見人になった後のことが心配だなあ  
私にもできるのか相談したいなあ

### 後見人支援機能

親族が後見人を行う場合等成年後見活動について相談に応じます。後見人が孤立せず関係機関や地域と連携できるチームづくりのお手伝いをします。

どなたでも お気軽にご相談ください

せいねんこうけん

人吉球磨成年後見センター

電話 0966-24-8800

# 成年後見制度の 地域連携ネットワークづくりを 目指しています。

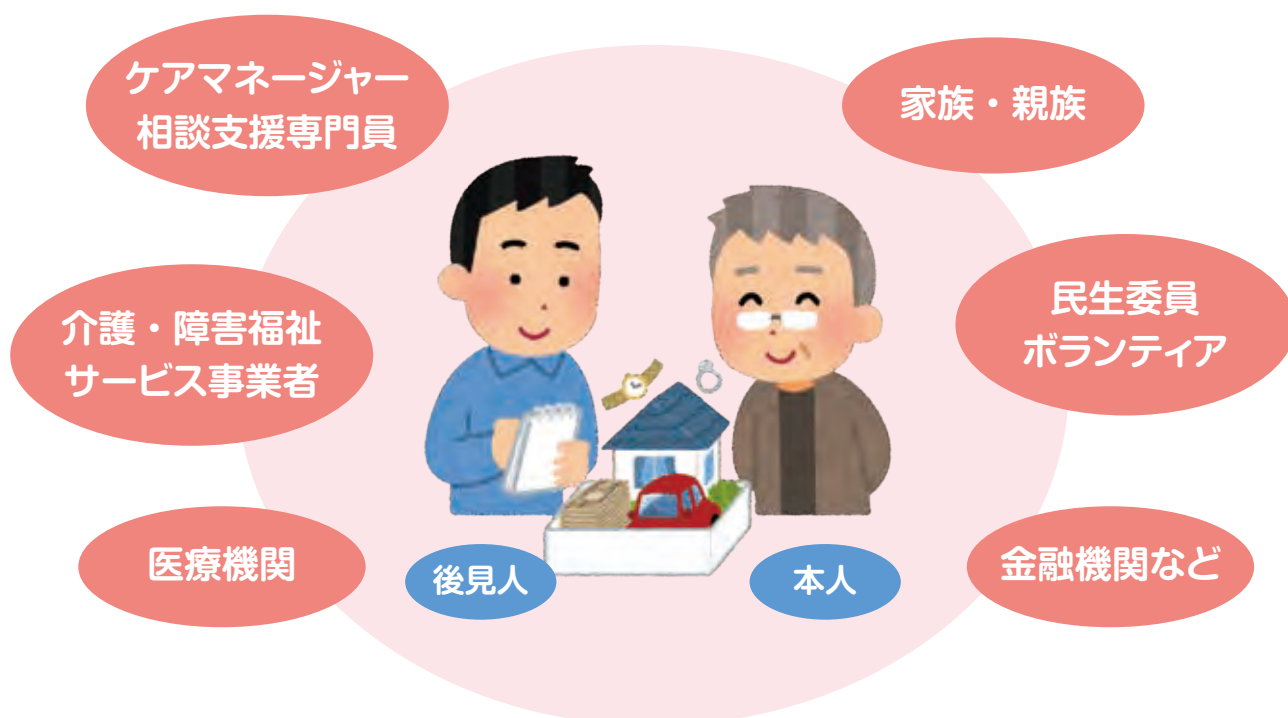
「年をとってもいつまでも住み慣れた地域で、自分らしく生活したい。」これは、私たちの願いです。しかし年を重ねてくると、身体の衰えとともに、判断能力が低下し、お金の管理や介護保険サービスの利用契約などに際し、不安を感じる場面も少なくありません。

人吉球磨成年後見センターでは、法律・医療福祉等の専門職や関係機関・団体等と連携することで、判断能力が低下された方のいろいろな課題に逸早く対応し、必要な支援を行っています。

## チームでの支援のイメージ

この連携（ネットワーク）によって、日常的にご本人を見守り、その時々課題に応じて「チーム」を編成し、ご本人の意思や状況を継続的に把握しながら、必要な支援を行うことが可能となります。

これからも人吉球磨成年後見センターは、人吉球磨10市町村から委託された中核機関として、皆様の「ひとりの声」「小さな声」を大切にし、ご本人の意思を尊重したきめ細やかな対応に努めてまいります。



## ●地域福祉権利擁護事業ってどんな制度なの？

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。

銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。

訪問販売の人が来たとき、どう対応していいかわからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。「地域福祉権利擁護事業」は、認知症や知的障がい・精神障がい等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行うものです。

ご本人、市町村社会福祉協議会との二者契約により、サービスを提供します。

## サービス利用の流れ▶▶▶

### 相談の受付

市町村社会福祉協議会へご相談ください。



無料

### 訪問・打合せ

市町村社会福祉協議会の専門員がご自宅を訪問し、お困りのことなどをお聞きします。そして、お手伝いできるサービスについてご説明します。

無料

# …地域福祉権利擁護事業とは？

## ●このような方を対象としています

本人の判断能力は不十分であっても成年後見制度を利用するほどではない方に対して、市町村社会福祉協議会が次のようなサービスを提供し、個人の日常生活の支援を行います。

### 利用できる方(次のいずれにも該当される方)

- ・日常的金銭管理や福祉サービスの利用等について、自己の判断で適切に行うことが困難であること
- ・この事業の利用に関する契約を締結する能力があると認められること
- ・親族等からの日常的な援助が望めないこと



### たとえば、こんなことで困っていませんか？



役所から書類が送られてきたけど…



あれっ、銀行の通帳どこにおいたのかなあ…



お金の管理が心配…どうしよう？



### 支援計画作成・契約

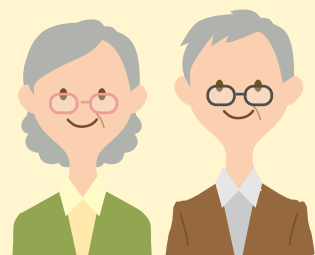
ご本人の意向を確認しながら専門員が支援計画を立てます。その計画で承諾をいただければ、市町村社会福祉協議会と二者契約します。

無料

### 支援の開始

契約(支援計画)に基づいて市町村社会福祉協議会の専門員や生活支援員がご自宅を訪問し、援助を行います。

有料



# そ う だ ん と あ ご相談・お問い合わせは

## 人吉球磨成年後見センター

住所 熊本県人吉市西間下町 41 番地 1

TEL **0966-24-8800**/FAX **25-1117**

URL <http://www.hitoyoshi-shakyo.com/>



### 各市町村役場でもご相談を受付けています

|         |                             |         |
|---------|-----------------------------|---------|
| 人吉市役所   | 〒868-8790 人吉市西間下町118番地1     | 22-2111 |
| 錦町役場    | 〒868-0302 球磨郡錦町一武1587番地     | 38-1111 |
| 多良木町役場  | 〒868-0595 球磨郡多良木町多良木1648番地  | 42-6111 |
| 湯前町役場   | 〒868-0621 球磨郡湯前町上里1989番地1   | 43-4111 |
| 水上村役場   | 〒868-0795 球磨郡水上村岩野90番地      | 44-0311 |
| 相良村役場   | 〒868-8501 球磨郡相良村深水2500番地1   | 35-0211 |
| 五木村役場   | 〒868-0201 球磨郡五木村甲2672番地7    | 37-2211 |
| 山江村役場   | 〒868-0092 球磨郡山江村山田甲1356番地1  | 23-3111 |
| 球磨村役場   | 〒869-6401 球磨郡球磨村渡丙1730番地    | 32-1111 |
| あさぎり町役場 | 〒868-0408 球磨郡あさぎり町免田東1199番地 | 45-1111 |

### 地域福祉権利擁護事業のご相談は 各市町村社会福祉協議会まで

|              |                                              |         |
|--------------|----------------------------------------------|---------|
| 人吉市社会福祉協議会   | 〒868-0072 人吉市西間下町41番地1                       | 24-9192 |
| 錦町社会福祉協議会    | 〒868-0302 球磨郡錦町一武1587番地 錦町総合福祉センター内          | 38-2074 |
| 多良木町社会福祉協議会  | 〒868-0501 球磨郡多良木町多良木1571番地1                  | 42-1112 |
| 湯前町社会福祉協議会   | 〒868-0623 球磨郡湯前町1693番地37 湯前町高齢者生活福祉センター「湯愛」内 | 43-4117 |
| 水上村社会福祉協議会   | 〒868-0701 球磨郡水上村岩野2678番地 水上村保健センター内          | 44-0782 |
| 相良村社会福祉協議会   | 〒868-0094 球磨郡相良村深水2500番地1 相良村役場内             | 35-0093 |
| 五木村社会福祉協議会   | 〒868-0201 球磨郡五木村甲下手2672番地41 五木村保健福祉総合センター内   | 37-2333 |
| 山江村社会福祉協議会   | 〒868-0092 球磨郡山江村山田甲1373番地1 山江村福祉保健センター       | 24-1508 |
| 球磨村社会福祉協議会   | 〒869-6403 球磨郡球磨村一勝地乙1番地5 球磨村高齢者生活福祉センター内     | 32-0022 |
| あさぎり町社会福祉協議会 | 〒868-0413 球磨郡あさぎり町岡原北929番地 (ふれあい福祉センター内)     | 47-2111 |